

Ⅱ. 女性が輝くまちづくり推進事業他

1. 男女共同参画推進事業費（一般分）

(1) 制度概要

女性が輝くまちづくり推進課は、岡山市男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」を拠点施設としながら、男女共同参画社会の実現のためのさまざまな施策に加え、平成 26 年 4 月から、女性が輝くまちづくりの推進のための施策を行っている。

（男女共同参画の推進の施策）

- ・ 職業生活における女性の活躍を促進するため、多様で柔軟な働き方への取組を企業に働きかけるとともに、結婚や育児等の理由で離職した女性が希望に沿った形で就労できるように支援する。
- ・ 家庭や地域、職場など、社会のあらゆる場での男女共同参画を進めるため、各種講習会や研修等を開催し、固定的役割分担意識の解消を図るとともに様々な意思決定の場での女性の参画を促進する。
- ・ DV やセクシャルハラスメント等に関する効果的な啓発や関係機関との連携による相談体制の充実を図る。

男女共同参画推進事業は企業紹介事業、市内企業で働く女性活躍プログラム、女性の活躍を進める情報発信事業、男性管理職向けセミナー、女性の再就職支援事業の 5 つの事業をメインとして実施している。

(2)実績

平成 23 年度からの実績は以下のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
男女共同参画推進事業費（一般分） （千円）	17,664	16,668	11,616	15,222	26,955

この男女共同参画推進事業費（一般分）には、次頁以降に記載する、企業紹介事業、市内企業で働く女性活躍プログラム、女性の活躍を進める情報発信事業、男性管理職向けセミナー、女性の再就職事業、さんかくプランアンケート、託児事業、情報誌 DUO、DV 被害者民間シェルター運営支援事業補助金制度の費用を含んでいる。

(3)指摘事項及び意見

女性が輝くまちづくり推進事業は効果がすぐにわかるような事業ではなく、地道な啓発、啓もう活動を継続して行った結果、アンケートなどの結果により、市民意識が変化していることがわかる事業である。

<意見 29 女性が輝くまちづくり推進事業の周知>

女性がはたらきやすい職場環境や子育てと仕事の両立ができる環境が構築されているかどうか、市民や市内企業に PR することが必要である。具体的には、アンケート結果などから有給取得率や育休取得率など、わかりやすい数値・指標の年度比較を行い、働きやすい職場環境が構築されつつあるか、市民や市内の企業に周知することが必要である。

また、女性が輝くまちづくりのために情報発信をさらに一層行うべきである。ホームページの充実、情報誌の内容の充実、市民が参加したくなるようなセミナーを開催する、など実行すべきである。

1-1. 企業紹介事業（女性が輝くまちづくり推進事業）

(1) 制度概要

岡山市内企業における女性の活躍についての取り組みや仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取り組みなどについて情報発信を行うことでその他の企業においても、取り組みが進むきっかけとなり、女性が輝くまちづくりに向けての気運の醸成につながるよう企業紹介を行うものである。

(2) 業務フロー

開始、実施	企業紹介に関する実施事業内容（企業紹介のパンフレット、冊子等の作成、発信等）を、審査委員会で審査し、決裁を受ける。 決裁された事業内容につき、事業内容、委託内容を岡山市ホームページで公示し、委託先企業を募集する。 応募のあった事業者の申請書、提案書類を審査し、執行伺いにて決裁を受けた後、事業者と契約を結ぶ。 事業者より企業紹介に関する成果物（パンフレット、冊子等）の提出を受ける。成果物は検査の上、検査報告を行う。 成果物については、岡山市のホームページに掲載し、情報発信を行う。
給付	支出伺いを女性が輝くまちづくり推進課が作成し、会計課より支払う。

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

1-2. 市内企業で働く女性活躍プログラム（女性が輝くまちづくり推進事業）

(1) 制度概要

市内企業で働く女性社員のキャリア形成を支援するため、研修プログラムの企画・立案、参加者の募集等、研修プログラム実施を行うものである。

(2) 業務フロー

開始、実施	市内で働く女性活躍プログラムに関する実施事業内容（セミナーの開催等）を、審査委員会で審査し、決裁を受ける。 決裁された事業内容につき、事業内容、委託内容を岡山市ホームページで公示し、委託先企業を募集する。 応募のあった事業者の申請書、提案書類を審査し、執行伺いにて決裁を受けた後、事業者と契約を結ぶ。 事業者は委託された業務（セミナーの開催等）を実施し、実施報告書、委託業務完了通知書を提出する。 女性が輝くまちづくり推進課では、内容を検査し、検査報告を行う。
給付	支出伺いを女性が輝くまちづくり推進課が作成し、会計課より支払う。

(3) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

1-3. 女性の活躍を進める情報発信事業（女性が輝くまちづくり推進事業）

(1) 制度概要

市民、市内企業における女性活躍の気運の醸成を図り、「女性が輝くまちづくり」を重点的に推進するため、「企業における女性活躍の重要性」について、「企業での女性の活躍事例、女性活躍は企業の経営面からのメリットにあること等」をテーマとするシンポジウム及び「市内企業に勤める女性の、仕事に対する思い、家庭生活との両立に関する工夫、悩みなど、等身大の姿」を話し合う座談会を開催するものである。

(2)業務フロー

開始、実施	<p>女性の活躍を進める情報発信事業に関する事業内容（シンポジウム、座談会等）を、審査委員会で審査し、決裁を受ける。</p> <p>決裁された事業内容につき、事業内容、委託内容を岡山市ホームページで公示し、委託先企業を募集する。</p> <p>応募のあった事業者の申請書、提案書類を審査し、執行伺いにて決裁を受けた後、事業者と契約を結ぶ。</p> <p>事業者は委託された業務（シンポジウム、座談会等）を実施し、実施報告書、委託業務完了通知書を提出する。</p> <p>女性が輝くまちづくり推進課では、内容を検査し、検査報告を行う。</p> <p>実施された事業の内容は、岡山市のホームページや新聞に掲載するなどにより、情報発信を行う。</p>
給付	<p>支出伺いを女性が輝くまちづくり推進課が作成し、会計課より支払う。</p>

(平成 27 年度シンポジウム来場者)

来場者	277 人
定員	300 人

(3)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

1-4. 男性管理職向けセミナー（女性が輝くまちづくり推進事業）

(1)制度概要

今までの男性中心の長時間労働を慣例とする働き方を改め、仕事と生活の調和を図るためには、経営トップや管理職が、従業員へ啓発し、働き方・休み方に対する意識の変革を図ることが効果的であるため、男性管理職セミナーを開催するものである。

(2)業務フロー

開始、実施	女性が輝くまちづくり推進課（さんかく岡山）にて、男性管理職向けのセミナーの企画を行い、稟議決裁を受ける。 セミナーの講師を女性が輝くまちづくり推進課（さんかく岡山）が選定、依頼し、セミナーを開催する。
給付	支出伺いを女性が輝くまちづくり推進課が作成し、会計課より支払う。

(平成 27 年度セミナー参加者)

開催回数	1 回目	2 回目
参加者人数	34 人	18 人
定員	80 人	80 人

(3)指摘事項及び意見

1 回目、2 回目のセミナーともに、定員に対する参加者数が少ない。

<意見 30 セミナー開催の周知及びセミナー内容の見直し>

参加ターゲットである男性管理職の興味があるようなセミナーの内容、またセミナーの周知方法を見直し、より多くの男性管理職に参加してもらえるようにすべきである。

1-5. 女性の再就職支援事業（女性が輝くまちづくり推進事業）

(1)制度概要

再就職を希望する女性に対し再就職への動機づけや再就職に必要なスキル等の向上をめざし、創意工夫のもとに実施する事業に対し、予算の範囲内においてその事業にかかる経費の一部を負担するものであり、補助対象者は、岡山市において再就職を希望する女性への支援活動を行う NPO 法人等である。

(2)業務フロー

開始、実施	補助金の交付要領、募集要項、申請書等の様式を作成し、 決裁を受ける。 決裁された内容につき、補助金交付要領や事業内容（講座等）、委託内容を岡山市ホームページで公示し、交付希望団体を募集する。 応募のあった事業者の申請書、提案書類を審査し、決定する。 事業を実施した団体の補助事業等実績報告を審査し、補助金等確定通知書を送付する。
給付	支出伺いを女性が輝くまちづくり推進課が作成し、会計課より支払う。

(3)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

1-6. さんかくプランアンケート

(1)制度概要

岡山市では、性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」を目指して、平成24年3月に「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画」（第3次さんかくプラン）を策定している。第3次さんかくプランに基づく取組の進み具合を測るために、アンケートを行うもの。

(2)業務フロー

開始、実施	女性が輝くまちづくり推進課において、さんかくプランアンケートを作成し、岡山市内の市民に郵送する。 返送されたアンケート結果を集計し、『第3次さんかくプラン』行政評価』としてとりまとめる。『第3次さんかくプラン』行政評価』は岡山市のホームページに掲載される。
-------	---

(3)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

1-7. 託児事業

(1)制度概要

岡山市男女共同参画社会推進センター（愛称“さんかく岡山”）の託児室においてセンター利用者等の乳幼児を一時的に預かることにより、子育て中の人の社会参加及び学習活動を支援するとともに、市民の相互援助活動を促進する。

(2)業務フロー

開始、実施	さんかく岡山では、託児のボランティア会と託児事業に関する協定を結ぶ。 利用者は「さんかく岡山」に電話で予約し、1人当たり1時間600円（最大利用時間3時間）にて、さんかく岡山に乳幼児を預ける。
給付	託児ボランティアの健康診断等の費用は随意契約（5万円未満の少額のため）により業者を選定し、支出伺いを女性が輝くまちづくり推進課が作成し、会計課より支払う。

託児事業に関する事項は、後述（146～148ページ）に記載している。

1-8. 情報誌 DUO

(1) 制度概要

男女共同参画社会の実現をめざす情報誌「DUO」を市民から公募した編集員と作成し、岡山市全世帯に配布するものである。

(2) 実績

(発行部数)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
28,000 部	28,000 部	287,000 部	287,000 部	283,000 部

※平成 25 年度より全戸配布を行っている。

(3) 業務フロー

開始、実施	DUO の編集委員を市民から募集（定員 5 名、任期は 2 年）し、応募者を審査の上決定する。 年 5 回程度編集会議を実施し、DUO の記載内容を決定する。 決定した DUO は入札にて決定した業者にて印刷され、岡山市の全世帯に町内会により年に 1 度配布される。 また、区役所、公民館等の岡山市の出先機関にて配布するとともに、岡山市ホームページにも掲載する。
給付	印刷業者（印刷）については、実施報告を受け、支出伺いを女性が輝くまちづくり推進課が作成し、会計課より支払う。

(4) 指摘事項及び意見

平成 28 年 11 月末時点では 2016 年 3 月発行分（41 号）が最新の DUO であるが、岡山市のホームページ（トップページ→市政情報→その他広報誌→男女共同参画情報誌「DUO」の画面）上、2015 年 3 月発行分（40 号）が最新号として表示されたままになっている。

[トップページ](#)

[くらし・手続き](#)

[子育て・教育](#)

[観光・文化・イベント](#)

現在位置：[トップページ](#) > [市政情報](#) > [広報・情報公開](#) > [広報・報道・広聴](#) > [その他広報紙](#) > 男女共同参画情報誌「DUO」

市政情報

- [広報紙「市民のひろばおかやま」](#)
- [その他広報紙](#)
 - ▶ [広報紙「ai\[あい\]」](#)
 - ▶ [男女共同参画情報誌「DUO」](#)
 - ▶ [教育広報紙「こらぼ」](#)
- [報道発表](#)
- [広報番組](#)
- [岡山市週報・月報](#)
- [監査情報](#)
- [福祉関連の広報](#)
- [メールマガジン](#)
- [市へのご意見・ご提案](#)
- [ミコロ・ハコロ](#)

男女共同参画情報誌「DUO」

- [DUO40号を紹介しています](#)
- [男女共同参画情報誌「DUO」\(デュオ\)](#)
- [「DUO」\(デュオ\)の最新号\(2015年3月発行\)を紹介しています](#)
- [DUO30号～39号を紹介しています](#)
- [DUO20号～29号を紹介しています](#)
- [DUO11号～19号を紹介しています](#)
- [女性のひろば創刊号～10号を紹介しています](#)

<意見 31 ホームページの更新遅延>

最新号(41号)は「男女共同参画情報誌「DUO」(デュオ)」のリンク先においてPDFデータでアップされているが、上記画面の情報が更新されていない。適宜、更新を行うべきである。

1-9. DV 被害者民間シェルター運営支援事業補助金

(1) 制度概要

配偶者又はパートナー等からの暴力による人権侵害を受けている者及び同伴する家族への支援活動を行う民間団体に対して、その事業を支援するため、予算の範囲内において岡山市 DV 被害者民間シェルター運営支援事業補助金を交付するものである。

(補助金額)

補助金対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額の範囲内で、65 万円または実支出額のいずれか低い額。

(2) 実績

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
対象団体	データなし	1	1	1	—
受入人数	データなし	9 人	8 人	7 人	—
決算額	データなし	650 千円	650 千円	650 千円	—

(3) 業務フロー

開始、実施	応募のあった団体の申請書類一式を審査し、交付を決定する。 実施団体は、保護が必要と認められる DV 被害者をシェルターにて保護し、自立するまでの間、住居を提供するとともに、自立に向けた支援を行う。
給付	事業実施団体の実績報告を審査し、支出伺いを女性が輝くまちづくり推進課が作成し、会計課より支払う。

(4)指摘事項及び意見

平成 27 年度において、DV 被害者民間シェルターの対象となった民間団体はゼロである。

<意見 32 補助金額の増額の検討>

DV 被害民間シェルターの補助金額が 65 万円であり、民間団体にとっては、赤字と
なることが見込まれることから、応募がないと思われる。補助金額の増額や何らかの
インセンティブを付与するなど、民間団体が応募するような条件となるように改訂す
べきである。

2. 男女共同参画推進事業費（一般分）（臨）（男女共同参画に関する市民意識・実態調査）

(1)制度概要

岡山市では、平成 24 年 3 月に策定した「第 3 次さんかくプラン」の改正に当たり、
市民の男女地位の平等感や、仕事と生活の調和等に関する意識調査や実態、要望等を
把握し、今後の男女共同参画及び女性の輝くまちづくりの実現に向けた施策の基礎的
な資料とするため、5 年に 1 度調査を行うものである。

(2)実績

平成 23 年度からの実績は以下のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
男女共同参画推進事業費 （一般分）（臨） （千円）	—	—	—	—	1,610

(3)業務フロー

開始、実施	男女共同参画に関する市民意識・実態調査業務を、競争入札にて、事業者を決定する。決定した事業者と委託契約を締結する。 事業者は調査業務を実施し、調査結果を提出し、検査を受ける。 女性が輝くまちづくり推進課では調査結果をホームページに掲載し、情報提供を行う。
給付	支出伺いを女性が輝くまちづくり推進課が作成し、会計課より支払う。

(4)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

3. 男女共同参画推進週間事業費（さんかくウィーク）

(1)制度概要

男女共同参画社会の形成の促進を図るために、広く市民と協働して、岡山男女共同参画推進週間（さんかくウィーク）において各種行事の企画及び運営を行うものである。当該事業を通して、岡山市と市民が協働で男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事を行うことにより、市民の理解が深まり、男女共同参画社会の形成に関する取組みを推進していくこととなる。

(2)実績

平成 23 年度からの実績は以下のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
男女共同参画推進週間事業費（千円）	1,668	1,309	1,650	1,557	1,769

(3)業務フロー

開始、実施	さんかくウイーク実行委員を岡山市民より募集する。 実行委員が決まれば、設立総会を行い、岡山市の職員と協働で実施するイベント（パレード、コンサート、講演等）を策定する。 さんかくウイークを開催し、さんかくウイーク実行委員会から完了届及び実績報告届が提出される。
給付	実行委員会より負担金交付申請が行われ、支出伺いを女性が輝くまちづくり推進課が作成し、会計課より支払う。 実行委員会の支出（負担金 637 千円）は、事務局が支払事務を行い、委員会の監事の監査を受ける。

(4)指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

4. 男女共同参画大学事業費（さんかくカレッジ）

(1)制度概要

男女共同参画を推進する地域リーダーを養成することを目的とし、男女共同参画について広く基礎的な知識を学ぶ基礎コースと、分野を絞りさらなるレベルアップをはかる専門コースを開講するものである。

(2)実績

平成 23 年度からの実績は以下のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
男女共同参画大学事業費 (千円)	—	—	612	442	585

(平成 27 年度受講者数)

講座種別	講座名	講座回数	1回 当たり 定員	①定員 (講座回数 ×各回定 員)	②受講者 総数 (延べ人 数)	受講率 (①/② ×100)
基礎 コース	オトコの生き方セ ミナー	4	30	120	74	61.6%
	セカンドステージ へようこそ！ ～定年退職後を楽し しく過ごすために～	4	30	120	46	38.3%
	素敵な生き方教室 ～私が今を生きる ために学ぶ～	4	30	120	112 (※)	93.3% (※)
	ハッピー★子育て	4	30	120	39	32.5%
専門 コース	「女性の貧困を考 える」専門基礎講座 ー私たちにできる ことは何か？ー	9	30	270	211	78.1%
	専門応用講座	3	5	15	6	40.0%

(※) 4回の講座のうち第1回は、別制度の研修の出席者も含まれている。

(3)業務フロー

開始、実施	<p>(基礎コース)</p> <p>岡山市内の公民館に、さんかくカレッジの実施希望調査を行う。</p> <p>公民館は実施する講座のプログラムを作成し、さんかく岡山はプログラムの内容を確認する。</p> <p>基礎コースを実施し、修了者には修了証を授与する。</p> <p>(専門コース)</p> <p>さんかく岡山は専門コースの企画を行う。</p> <p>基礎コース修了者等を対象に、専門コースを開講する。</p> <p>専門基礎・応用講座修了者には修了証を授与する。</p>
給付	講師謝礼、旅費等は支出伺いを女性が輝くまちづくり推進課が作成し、会計課より支払う。

(4)指摘事項及び意見

基礎コース、専門コースいずれのコースにおいても、受講率が低い講座が存在する。

<意見 33 受講者、受講率の増進対策>

受講率が低い講座も存在するため、市民の興味をひくような講座の開催や講座の告知方法の見直しを行い、男女共同参画を推進する地域リーダーを養成するという目的を達成できるよう、さんかくカレッジを開講すべきである。

5. 市民協働事業費

(1) 制度概要

女性が輝くまちづくり推進及び男女共同参画社会の形成を促進する事業について、その企画案を市民から募集するほか、市と市民が協働で実施することにより、より一層効果的な事業推進を図るものである。

(2) 実績

平成 23 年度からの実績は以下のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
市民協働事業費（千円）	261	763	422	572	405

(3) 業務フロー

開始、実施	市民協働事業について、実施団体を募集する。 応募団体は事業計画、事業予算書を提出する。 審査会にて応募団体を審査し、決定する。 事業（講座、ワークショップ等）を実施するとともに、 事業アンケートを行う。 実施団体は事業報告書・決算書を提出する。 事業については岡山市ホームページにて掲載する。
給付	講師謝礼、旅費等は支出伺いを女性が輝くまちづくり推進課が作成し、会計課より支払う。

(4) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

6. 男女共同参画社会推進センター運営費（男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」の運営費）

男女共同参画社会推進センター運営費は、女性が輝くまちづくり推進課の拠点施設である男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」に係る運営費である。さんかく岡山は、市役所本庁から離れた場所にあり、また現金及び現金有価物も有しているため、男女共同参画社会推進センター運営費のみならず、出納管理、現物管理、施設の利用状況等についても監査を行った。施設の概要及び監査の結果は、以下のとおりである。

(1)さんかく岡山の概要

(設立趣旨)

市民の個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会の実現、そして女性が輝くまちを、市民の方々と一緒に目指す拠点施設として、岡山市北区表町に平成 12 年に設置されたものである。

① 実施事業

(ア) 講座・講演会等の開催

男女の自立や男女共同参画を促進するための講座、男女ともに活躍するための講座などを開催している。

(イ) 交流や活動の支援

仲間との打合せや情報交換など幅広く利用できる。また登録団体、市民団体の企画をさんかく岡山と一緒に事業化する「市民協働事業」を実施している。

(ウ) 情報提供

生き方、仕事、子育て、介護、DV などの男女共同参画に関連する情報を集めて提供している。また、図書の貸し出しや各種資料の閲覧、DVD の館内視聴が可能である。

(エ) 調査及び研究

男女共同参画実現のための調査や研究を行っている。

(オ) 相談

男女共同参画に関する取り組みや事業に関する相談を受けている。

(カ) 託児室

託児ボランティアによる幼児の一時預りを行っている。

② 併設施設

平成 14 年より、男女共同参画相談支援センターを併設しており、家族関係やドメスティックバイオレンス、セクシャルハラスメント、心や身体、性についての悩みなどについて、女性の相談員が電話や面接で相談を受け付けている。

(2)年度別施設利用者

(単位：人)

年度	会議室 利用者 数	ミーティ ング ルーム 利用 者数	PC 利 用者 数	ビデオ 図書 利用 者数	託児室 利用者 数(※)	相談 室利 用者 数	印刷 室利 用者 数	ギャラ リー -他利 用者 数 (A)	総利用 者数	(A) を 除く利 用者数	(A) 及び 選挙関係 者を除く 利用者数
平成 23 年度	6,366	4,572	579	235	1,206	986	79	582	14,605	14,023	データなし
平成 24 年度	10,002	4,666	797	201	1,336	1,013	60	585	18,660	18,075	15,644
平成 25 年度	9,409	4,645	587	275	1,655	1,095	63	2,477	20,206	17,729	15,505
平成 26 年度	8,180	4,294	—	402	1,512	778	102	4,003	19,271	15,268	14,042
平成 27 年度	10,059	4,249	—	400	1,346	603	114	8,304	25,075	16,771	15,748

(※) 保護者の人数を含む。

(3)指摘事項及び意見

- ① 平成 25 年からギャラリー他利用者数が大幅に増加しているが、これは利用者数のカウント方法を変更したことにより、増加したものである（現在は、トイレに立ち寄った市民も利用者としてカウントしている状況にある）。また、ギャラリー他利用者数及び選挙関係者を除いた利用者数は、平成 24 年度 15,644 人、平成 25 年度 15,505 人、平成 26 年度 14,042 人、平成 27 年度 15,748 人となっており、ほぼ横ばいとなっている。

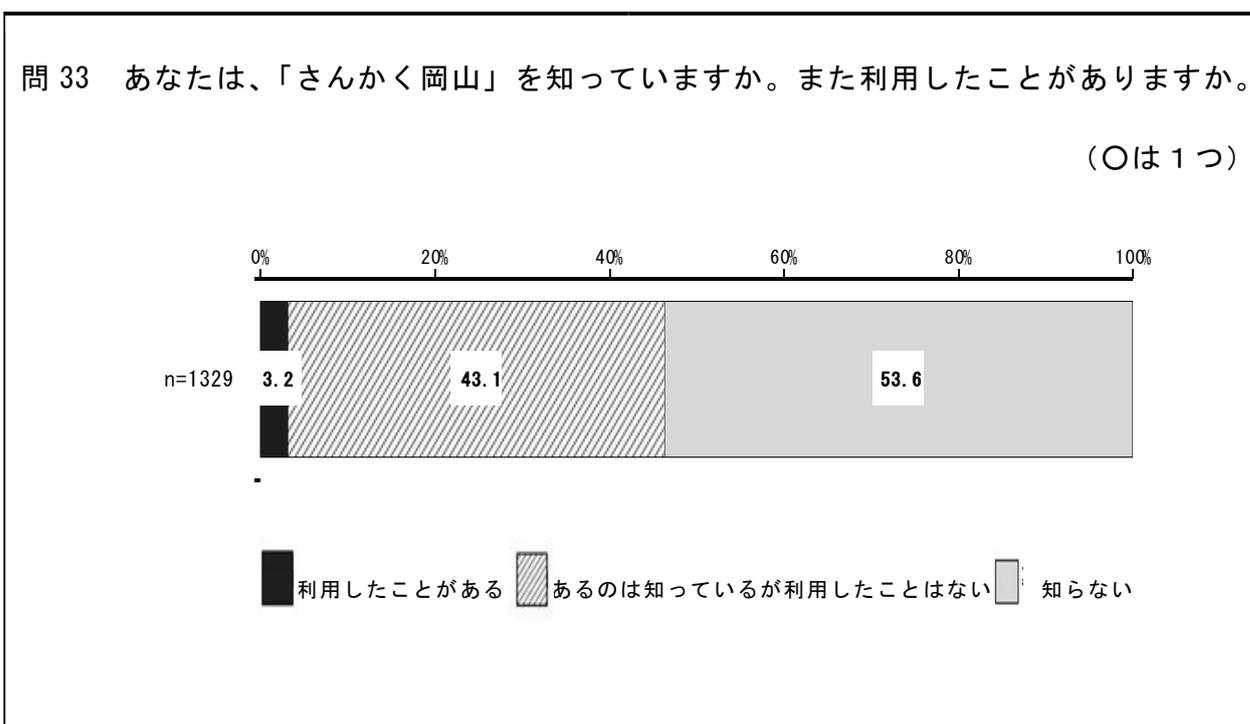
<意見 34 施設利用者の集計方法>

ギャラリー他利用者の集計方法を変更することにより、利用者数は、大きく変動しており、年度により、大きな変動があるため、利用者数の集計方法を統一すべきである。また、入り口が3か所あり、重複してカウントしている可能性もある。施設利用者の定義を明確にし、適切に利用者をカウントすべきである。

- ② さんかく岡山の認知度については、「男女共同参画に関する市民意識・実態調査報告書 平成28年3月岡山市」の122ページより、抜粋すると、以下のとおりである。

XII 男女共同参画の推進について

「さんかく岡山」の認知度について、「利用したことがある」との回答は3.2%、「あるのは知っているが利用したことはない」との回答が43.1%となっている。一方、「知らない」との回答は53.6%となっている。



＜意見 35 さんかく岡山の認知度＞

さんかく岡山の認知度は、統計結果によると、市民の約半分が知らないとなっており、認知度を上げる必要がある。たとえば、市内の保育園や幼稚園から児童の校外学習などを受け入れることにより、さんかく岡山の認知度を高めることができ、休日などに保護者と一緒にイベントに参加することも考えられる。また、さんかく岡山では映画の無料上映なども実施しており、様々なイベントを実施しているため、さんかく岡山の認知度を高めて、より多くの市民が集い、さんかく岡山が目指す施設とする必要がある。

6-1. さんかく岡山の現金出納管理、物品管理

さんかく岡山において、現金出納管理、物品管理が適正になされているかどうか、現地において監査を行った。

- ① 金庫内の調査の結果、以下の事項が発見された。

＜指摘事項 2 金庫内物品の管理状況①＞

金庫内部に不明現金、テレホンカードが発見された。発生年度及び発生原因が不明なまま、数年間放置されていたものであり、適切な手続きを得た上で岡山市として受入処理を行うべきである。

＜指摘事項 3 金庫内物品の管理状況②＞

金庫の中に岡山市所有のものでない物品が多数保管されていた。本人や団体に返還するなど適切に処分すべきである。

- ・過去に終了した事業に係る通帳 4 通（名義は個人）
- ・登録団体の印鑑、個人の印鑑
- ・登録団体のコンサートチケット（期限切れ）

<指摘事項 4 金庫内物品の管理状況③>

金庫の中に現在は使用していない以下の物品が保管されていた。不正使用を防止する観点からも適切な手続きを得た上で処分すべきである。

- ・旧角印（男女共同参画課時代に使用）
- ・現在は使用していない領収書綴り
- ・タクシーチケット控え（15年以上前のもの）

② 切手の管理について、以下の事項が発見された。

<指摘事項 5 切手管理台帳のチェック>

切手の管理台帳は使用日、使用者、送付先、使用目的、受入数、払出数、残数の記入がなされているが、使用者以外が使用状況を確認していない。不正使用を防ぐため、リスクの重要性を鑑み、定期的に使用者以外が使用状況を確認する必要がある。

③ 金庫の管理状況につき、以下の事項が発見された。

<指摘事項 6 金庫の管理状況>

金庫の管理状況については、金庫の暗証番号を職員全員が把握しており、職員であれば、誰でも開けられる状況となっている。現金事故を防ぐ観点から、一定の職員のみ暗証番号を付与すべきである。しかし、職員の勤務ローテーションの関係上、一定の職員のみ暗証番号を付与することは難しいとのことであるため、例えば、出勤後、金庫を開錠した職員は、記録簿に記入し、開錠した人物を特定し、さらに開錠作業を別の職員が確認するなど、金庫の管理状況について、内部牽制が働くような仕組みを構築すべきである。

- ④ 印鑑の管理状況につき、以下の事項が発見された。

<指摘事項 7 印鑑の管理状況>

さんかく岡山で使用する印鑑（3本）が金庫の中に保管されているが、誰でも押印可能な状態で保管されている。例えば、鍵のかかる場所や小金庫に当該印鑑を保管し、その鍵は押印権限者が保管するなど、誰でも押印できる状況とならないよう適切に保管すべきである。

- ⑤ レンタル物品について、以下の事項が発見された。

<指摘事項 8 利用案内の訂正>

レンタル物品であるビデオカメラは廃棄しており既に存在しないが、会議室利用案内には付属設備使用料として「ビデオカメラ時間当たり 200 円」との記載がある。会議室利用案内及びホームページの利用案内を訂正すべきである。

- ⑥ さんかく岡山は、女性が輝くまちづくり推進課の出先機関（岡山市北区表町）であるが、管理監督が行き届いていない部分が上記の指摘事項のように発見された。

<意見 36 出先機関の管理監督>

女性が輝くまちづくり推進課の出先機関であるさんかく岡山については、本庁の所管課が定期的に管理監督を行う体制を構築すべきである。また、出先機関自体でのセルフチェックも定期的に行うべきである。

6-2. さんかく岡山の託児室

(1) 制度概要

託児ボランティアが、買い物や短時間の用事の際、子どもの世話を有料にて行っている。利用方法は、原則として電話で事前予約を行う。託児室は原則予約制であるが、定員に余裕がある場合は当日の受付も可能となっている。

(対象年齢)

生後3か月～就学前の子ども

(利用時間)

月曜・水曜から金曜	午前10時から午後6時
土曜	午前10時から午後5時
日曜・祝日	午前10時から午後4時

(※) 休館日は、火曜(火曜が祝日の場合は次の平日)、年末年始。なお、ゴールデンウィーク期間については、事前予約があった方のみ対応している。

(託児時間)

1回3時間以内定員 最大20名

(利用料金)

1人当たり1時間600円。

※500円を託児ボランティアに支払い、100円を施設使用料として岡山市に支払うこととなる。

(2)実績

託児室の利用状況について、過去10年間の推移は以下のとおりである。

(ア) 託児室利用状況

年度	子ども人数(人)			託児ボランティア 登録人数(人)
	男	女	合計	
平成18年度			694	43
平成19年度			637	35
平成20年度			877	30
平成21年度			622	31
平成22年度			664	36
平成23年度			619	33
平成24年度			678	32
平成25年度	479	375	854	33
平成26年度	346	451	797	30
平成27年度	320	390	710	36

※平成18～24年度については、男女の区別をせずに集計したため、男女別のデータを有していない。

(イ) 託児室の収入推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
託児室 利用収入	データなし	85,250円	102,250円	104,450円	91,300円

(3) 指摘事項及び意見

①直近3年間の託児室の利用者を見ると、利用者数が減少している状況にある。

<意見 37 託児室の存在の周知>

さんかく岡山は、商店街に隣接しており、商店街がイベント実施する際には連携を図っているとのことであるが、商店街に託児所のポスターなどを貼付するなど、託児室の存在を周知し、利用促進の方策を検討すべきである。

②託児ボランティア募集については、市のイベントでのチラシ配布、ポスター掲示、市の広報誌やホームページへの掲載などを実施しているが、託児ボランティアの登録人数は近年30人台で推移しており、託児ボランティアの高齢化も進んでいる状況にある。

<意見 38 託児ボランティアの登録促進>

託児ボランティアの登録人数が増加すれば、利用者数が増えるというものでもないが、託児ボランティアの高齢化も進んでおり、大学生などの若年層への託児ボランティアの告知を行うことにより、託児ボランティア登録促進を図る必要がある。

6-3. 会議室、さんかく岡山のミーティングルーム

(1) 制度概要

会議室は、最大100人まで収容でき、利用状況に合わせて2部屋（会議室A・B）に分割しても使用することができる。会議室の利用については、事前に電話、ファックス、ホームページにより予約が必要である。（会議室の使用料については、次頁の会議室基本使用料を参照）ビデオプロジェクターや資料提示装置などの付属設備についても有料で利用することができることとなっている。

ミーティングルームについては、少人数（3名以上）の市民グループの会合などに利用でき、企業等での利用はできないこととなっている。ミーティングルームはA・B・Cの3部屋あり、使用料は無料となっている。

(会議室基本使用料)

使用時間 施設名	10:00- 12:00	13:00- 17:00	18:00- 20:00	10:00- 17:00	13:00- 20:00	10:00- 20:00
会議室 A	2,260 円	4,520 円	2,260 円	6,780 円	6,780 円	9,050 円
会議室 B	2,260 円	4,520 円	2,260 円	6,780 円	6,780 円	9,050 円
会議室 AB	4,520 円	9,040 円	4,520 円	13,560 円	13,560 円	18,100 円

(2)実績

(収入推移)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
会議室使用 収入 (※)	データなし	1,012,520 円	851,260 円	676,845 円	680,837 円

(※) 備品使用料を含む。

(利用者推移)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
会議室 利用者数	6,366 人	10,002 人	9,409 人	8,180 人	10,059 人
ミーティングルーム 利用者数	4,572 人	4,666 人	4,645 人	4,294 人	4,249 人

(3) 指摘事項及び意見

①会議室、ミーティングルームの利用者数は集計しているが、会議室 A・B、ミーティングルーム A・B・C の利用率は集計していない状況である。

<意見 39 会議室、ミーティングルームの利用率の集計>

現状では、各部屋（会議室、ミーティングルーム）の利用率を集計しておらず、各部屋がどれくらいの頻度で利用されているのかを把握し、利用率の低い部屋について利用促進の対策を打つためにも、利用者数だけでなく、各部屋の利用率も集計しておくべきである。

②会議室の床、壁、ドアなどが傷や汚れなど痛んでいる状況にある（次頁：画像 a～d 参照）が、担当者にヒアリングしたところ、過去に大規模修繕を実施した事実はないとのことである。

<意見 40 施設の修繕>

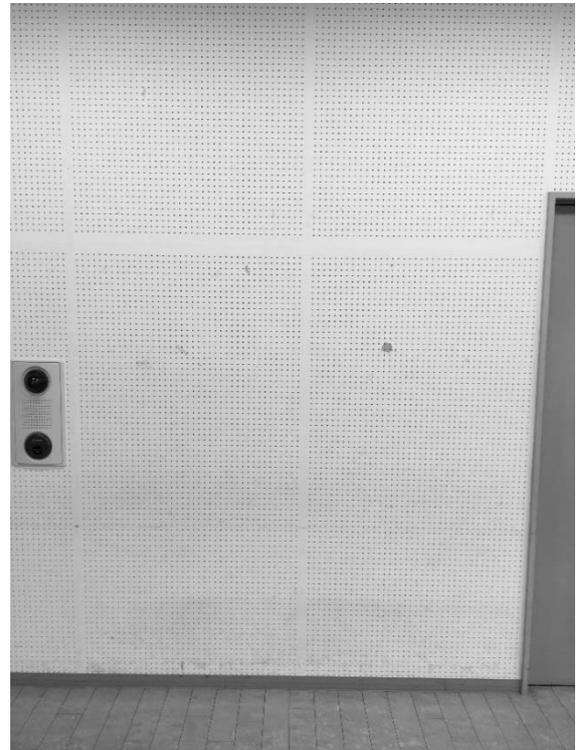
会議室利用者から使用料を徴収しており、また、さらなる利用促進や利用者に快適に使用してもらうことを考えると、傷んだ箇所について修繕・美装を行うべきである。

【会議室の現状】

(画像 a 会議室の床：傷んでいる状況)



(画像 b 会議室の壁：穴が開いている状況)



(画像 c 会議室の床：傷んでいる状況)



(画像 d 会議室 B のドア：汚れ、傷が目立つ状況)



6-4. さんかく岡山のホームページ

(1) 制度概要

さんかく岡山独自のホームページがなく、岡山市のホームページからさんかく岡山の会議室・ミーティングルームのネット予約を行ったり、イベント情報を参照したりすることができるようになっている。

(2) 指摘事項及び意見

「さんかく岡山」という文言でインターネット上、検索をかけると、岡山市ホームページの該当箇所にリンクするようになっており、見づらい構成となっている。また、さんかく岡山で児童が楽しめる催し物を開催しているが、それらの楽しさが伝わるような画面構成となっていない。

(実際の「さんかく岡山」のホームページトップ画面)

現在位置: [トップページ](#) > [市政情報](#) > [組織・部署案内](#) > [市民協働局](#) > [女性が輝くまちづくり推進課](#)

市政情報

- 危機管理室
- 市長公室
- 政策局
- 総務局
- 財政局
- 市民生活局
- 市民協働局
 - ▶ 市民協働企画総務課
 - ▶ ESD推進課
 - ▶ 国際課
 - ▶ 人権推進課
 - ▶ 女性が輝くまちづくり推進課
- 北区役所
- 中区役所
- 東区役所
- 南区役所
- 保健福祉局
- 保健所
- 岡山っ子育成局
- 環境局
- 経済局
- 都市整備局
- 下水道河川局
- 会計管理室
- 消防局
- 水道局
- 病院局
- 市場事業部
- 教育委員会
- 選挙管理委員会
- 人事委員会
- 監査事務局
- 農業委員会
- 議会

岡山市男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」 ～自分づくりは表町からはじまる～



岡山市男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」は、男性も女性もその個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らせる社会の実現をめざしています。自分らしさを探したい。新しい仲間をつくりたい。自分の能力を試してみたい。「さんかく岡山」はそんなあなたの思いに応えて、それぞれの活動をサポートしていきます。

「さんかく岡山」は、さまざまな使い方ができます。活用法を紹介していますので、あなたに合った利用の仕方をぜひ、探してみてください☆
[→「さんかく岡山活用法紹介ページ」へ](#)

お知らせ

- ▶ [マザーズハローワークの出張相談を毎週木曜日に実施しています!](#)
- ▶ [新着図書のご案内](#)

新着情報

- ▶ [さんかくシアター\(2月\)](#)
- ▶ [企業における女性活躍推進事業「なぜ女性活用は失敗するのか?」](#)
- ▶ [ゴドモさんかくゼミ～男子だけの家庭科教室～](#)



施設案内

- ◎ [男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」](#)
- ◎ [男女共同参画相談支援センター\(配偶者暴力相談支援センター\)](#)

貸し出し・利用案内

- ◎ 会議室
- ◎ ミーティングルーム
- ◎ 情報コーナー(本や資料を探す)
- ◎ 託児室
- ◎ 展示・ギャラリー

事業案内

- ◎ [さんかくカレッジ](#)
- ◎ [さんかくシアター](#)
- ◎ [さんかく岡山主催講演・セミナーなど](#)
- ◎ 調査・研究
- ◎ 市民提案による市民協働事業
- ◎ 登録団体

申請・届出様式

- ◎ [会議室・登録団体関係](#)

Q&A

- ◎ [よくある質問と回答](#)

条例・規則など

- ◎ [岡山市男女共同参画社会推進センター条例、規則](#)

<意見 41 見やすいホームページの構築>

さんかく岡山では、多種多様なイベントを開催しており、より多くの市民に利用してもらうためにも、見やすくわかりやすいホームページ構成(例えば、さんかく岡山のホームページを独立のウインドウとして構築する、実際の催し物の画像を掲載するなど)とし、情報発信の間口を広げるべきである。

6-5. さんかく岡山の図書の貸出し

(1) 制度概要

図書・情報誌は施設内どこでも自由に閲覧でき、また図書については貸し出しも行っている。DVDは施設内のDVDブースで視聴できることとなっている。

新規の方には会員登録証（岡山市内在住・在勤）を発行し、図書は2週間の期限で貸し出しを行う（1回につき5冊まで）。貸出しの際は、貸出リスト表（指名・連絡先・貸出し図書のリスト）に記入してもらう。貸出し・返却は、担当者が施設システムに入力を行い、管理する。返却期限を経過した場合は、会員に返却するように電話にて連絡を行っている。

(2) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

6-6. さんかく岡山の運営

(1) 運営コスト

さんかく岡山（推進センター、相談支援センター）のランニングコストを試算すると、下記の表のとおりとなる。

費目	金額	内容
人件費	約 15,000 千円	さんかく岡山と相談支援センター兼務の正規職員2名分
男女共同参画推進事業費 （推進センター分）	約 4,800 千円	講師謝礼、旅費、消耗品費、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、手数料、委託料、負担金補助及び交付金など
男女共同参画推進事業費 （相談支援センター分）	約 1,500 千円	
男女共同参画社会推進センター費	約 23,500 千円	嘱託報酬、共済費、委託料（施設維持管理など）、負担金補助及び交付金（管理費等負担金）など
男女共同参画相談支援センター費	約 14,000 千円	嘱託報酬、共済費など
合計	約 58,800 千円	

（注）上記の費用については、女性が輝くまちづくり推進課、男女共同参画社会推進

センター「さんかく岡山」、男女共同参画相談支援センターでの明確な分類が困難なものもあるため、金額の前に「約」を付記している。

(2) 指摘事項及び意見

近年、地方自治体の施設の管理運営については、行政サービスの効率化や費用対効果などを検討した上で、指定管理者制度を導入する施設も増加している。

<意見 42 指定管理者制度の導入の検討>

さんかく岡山全体（男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」及び男女共同参画相談支援センター）の指定管理だけでなく、男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」のみの指定管理なども検討し、指定管理者制度の導入の検討の可否を今一度行うべきである。

7. 女性が輝く男女共同参画推進事業所の認証制度

(1) 制度概要

女性の活躍推進及び仕事と家庭の両立支援など、職場における男女共同参画を推進している市内企業等を、岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所として、岡山市長が認証する。

(認証の要件)

- ① 推進リーダーを置いていること。
- ② 労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等関係法令が遵守され、必要な措置が実施されていること。
- ③ 「育児・介護休業法」を超える取組に加え、「女性の活躍促進」及び「男女労働者の仕事と家庭の両立支援」に関する積極的な取組が行われていること。

なお、認証期間は申請した月の翌々月の1日から2年間であり、更新することができる。現在、認証を受けている企業は19社（平成28年9月末現在）。

認証を受けることによるメリットは以下のとおりである。

- ① 女性が働きやすい職場は男性も働きやすい職場であることをPRすることで、

優秀な人材確保につながることをめざし、企業名を記載した PR チラシ等を市主催の「就職面接会」「Uターンフェア」などで配布する。

- ② 認証された市内企業等においては、岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所である旨の表示を用いることができる。
- ③ 企業における女性の活躍、男女共同参画を進めていくための情報源として、経営者、管理職の皆様向けの講座等を開催し、推進リーダー宛てに案内する。
- ④ 岡山市ホームページにおいて、認証企業名を公表するとともに、取材にご協力いただける企業の取組を紹介している。
- ⑤ 岡山市競争入札参加資格審査申請（建設工事部門）において、認証書を提出することで、格付の等級決定時に主観点数として加算される。（平成 27 年 7 月～）

(2)業務フロー

申請書受理	申請企業より、岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業認証新規申請書を受理する。
審査	申請書を受理したときは、書面審査により、関係法令に基づく諸規程等の整備及び行動計画策定等の状況について確認するとともに、必要に応じ、現地審査により、諸規程の運用状況及び具体的な取組等について確認する。
認証	審査により、認証が適当と認められたときは、市長は、その市内企業等を岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所として認証を行い、認定証を交付する。

(3)指摘事項及び意見

① 認証制度の周知

当該認証制度そのものが市民及び市内企業に周知されていない。

<意見 43 認証制度の周知>

シンボルマーク（ロゴマーク）などを作成し、認証を受けた企業には使用を許可する、認証を受けた企業に認証シールを提供するなど他企業や市民に対してもPR効果を生むような制度とし、認証することによるメリットを企業側が享受できるようにすべきである。

②認証制度のメリット

現状では、具体的なメリットとしては、競争入札参加資格審査申請（建設工事部門）において、格付等級決定時に主観点数として加算されることである。

<意見 44 認証取得企業に対するインセンティブの提供>

建設工事部門の格付等級決定時の主観加算以外にも、優遇の範囲を拡大すべきである。また、岡山市内部だけでなく、外部の公共団体などとも連携し、認証制度を受けている企業であるということを明示できるようにし、認証取得企業であることのメリットを享受できるようにすべきである。